

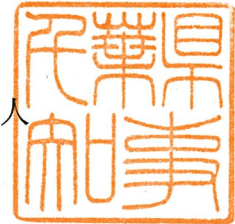
環 第 4 1 7 号

令和7年7月14日

新井総合施設株式会社

代表取締役 新 井 隆 太 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人



君津環境整備センター第IV期増設事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見について（通知）

令和7年2月7日付けで送付のあったこのことについて、千葉県環境影響評価条例
（平成10年千葉県条例第26号）第10条第1項の規定による環境の保全の見地からの
意見を別紙のとおり通知します。

【担当】

千葉県環境生活部環境政策課
環境影響評価・指導班

TEL：043-223-4135

FAX：043-222-8044

君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見

本事業は、管理型産業廃棄物最終処分場が設置されている対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）において、埋立地を8.2ヘクタール増設して合計25.3ヘクタールとするとともに、事業区域中央部に残存する森林を改変して覆土置場を整備する大規模な開発計画である。

当該計画においては、埋立面積の増加に伴い浸出水量が増加するが、浸出水調整槽の容量増加により対応し、浸出水処理施設については既存の3施設のまま使用するとしている。また、処理後の排水（浸出水処理水）は、現在と同様に小櫃川支流御腹川に放流する計画である。

事業区域には、これまでに第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ-1及び第Ⅲ-2埋立地が設置されているが、このうち第Ⅰ埋立地では、過去に保有水が土堰堤等から流出し、現在も改善の対策が講じられている。

事業区域は、房総半島中南部の豊かな自然環境が残された地域に位置し、県立養老溪谷奥清澄自然公園、梅ヶ瀬溪谷自然環境保全地域及び大福山北部自然環境保全地域に近接している。また、事業区域は御腹川の最上流部に位置しており、御腹川は農業用水源として利用され、下流の小櫃川は君津地域等の水道水源となっている。周辺地域では、簡易水道水源として地下水が利用されているほか、事業区域の北西方向に位置する久留里地区には、環境省が選定した平成の名水百選「生きた水・久留里」の自噴井戸群が存在する。

また、方法書に対する環境の保全の見地からの意見が多数寄せられている状況にある。

これらの事業特性及び地域特性等を踏まえ、環境影響評価を適切に実施するとともに本事業による環境影響をできる限り回避又は低減するため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 事業計画

- (1) 第Ⅰ埋立地で保有水が土堰堤等から流出し、その後の対策により流出は収まったものの、保有水の水位は十分に低下しておらず、改善工事が行われている状況にある。このことを踏まえ、河川及び地下水の汚染を防止するため、第Ⅳ埋立地の保有水を確実に集排水する機能を確保できるよう、十分な規模の集排水管を適切に配置するとともに、具体的な管理計画を策定すること。
- (2) 浸出水処理施設の処理能力、取水ピット、浸出水調整槽及び防災調整池の容量、安全管理体制等について、近年の記録的短時間大雨の発生状況を考慮するとともに、事業区域内で観測した降水量データも踏まえ、十分に余裕を持った事業計画とすること。
- (3) 浸出水処理施設の規模の検討にあたっては、第Ⅱ、第Ⅲ-1埋立地をキャッピングしたことを踏まえた計画としているが、その手法では最終処分場の廃止までの期間が長期化し、その間の維持管理を実施しなければならない。ついては、特に浸出水調整槽の容量及び浸出水処理施設の処理能力について、キャッピングの手法並びに廃止までの期間及び維持管理方法を総合的に検討し、不足等が生じないことを示すこと。
- (4) 事業の実施に伴い、重要な種であるホトケドジョウの生息地や過去に重要な植物を移植した保全地が消失する計画であるが、当該地はこれまでに環境保全措置を実施してきた場所であることを踏まえ、引き続きその環境を可能な限り保全するよう、検討すること。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法

(1) 全般的事項

現在覆土置場として使用している箇所を埋立地に改変することに伴い、当該置場に敷設されているコンクリート側溝等の撤去や廃棄が行われることから、活動要素「工事の実施」のうち「工作物の撤去又は廃棄」の項目を選定すること。

(2) 水質

ア 調査範囲について、御腹川上流域のうち事業区域直下から水田利用が想定される地域までとしているが、浸出水処理水の排出の影響が予想される範囲がさらに下流域に及ぶ可能性を検討した上で、適切に設定すること。

イ 浸出水処理水の排出による御腹川への影響を適切に評価するため、排出量が最大となる場合を考慮して調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 調査項目について、環境基準や排水基準の項目から最終処分場に関わりがあると考えられる項目を選定したとしているが、「君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」の排水基準も適用されることから、これも踏まえ、必要な項目を選定すること。また、選定しない項目については、不要とした根拠を明らかにすること。

エ PFOS及びPFOAについては、その影響に関する不安や、基準値の検討等の対策を求める声などを背景に、国において科学的知見の収集等が進められているところであり、その中で、産業廃棄物最終処分場の排水に係る実態把握や処理技術等に関する知見の収集も進められている。については、今後の動向を注視するとともに、環境基準の設定状況等に応じて、環境影響評価を行うこと。

(3) 騒音

施工時における建設機械の稼働に伴う騒音の評価について、整合を図るべき基準として君津市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準を採用しているが、掘削機等を使用する作業は同条例に基づく「騒音又は振動に係る特定作業」に該当することから、特定作業に係る規制基準を用いること。

(4) 悪臭

事業区域の周辺において悪臭に関する苦情が寄せられていることを踏まえ、過去の埋立廃棄物の種類・量と発生ガスの関係を明らかにした上で、定量的に予測及び評価を行うこと。

（５）水文環境・地形及び地質

ア 事業区域及びその周辺は、地下水の涵養域である上総丘陵に位置しており、梅ヶ瀬層の露頭が分布している。当該地層は簡易水道等の水源であることから、その地質構造等を詳細に把握することが、地下水の保全を検討する上で重要である。方法書において、ボーリング調査を行うこととされているが、当該ボーリング地点及びその周辺において帯水層毎に観測井を設置し、梅ヶ瀬層の地質構造及び地下水流動方向を把握すること。

イ 地質構造や地下水位の現地調査結果に加え、方法書に記載したボーリング調査地点のみならずこれまで事業者が実施した全てのボーリング調査の結果も活用し、事業区域及びその周辺における帯水層の情報を含む、できる限り詳細な地質断面図を作成することにより三次元的に地質構造を把握すること。

ウ 事業区域周辺における市原市及び君津市水道事業の水源井戸の位置を適切に調査した上で予測及び評価を行うこと。

（６）鳥類

ア ラインセンサス調査及びポイントセンサス調査について、事業区域の敷地境界周辺で行うこととしているが、事業区域中央部の改変区域にもルート及び地点を設定すること。

イ 「千葉県環境影響評価技術細目」に基づき四季並びに繁殖期の各期１回以上の調査を行うこと。また、希少猛禽類の繁殖活動が確認された場合は、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成２４年１２月環境省）に基づき２営巣期の調査を行うこと。

（７）陸水生物

ホトケドジョウの生息状況を詳細に把握するため、専門家の助言を受けて適切な調査時期等を設定すること。

(8) 生態系

ア 谷沿いの急崖地にみられる植物群落については、既設埋立地の環境影響評価において特有な植生として整理していることを踏まえ、特殊性の視点から選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

イ 事業の実施により、御腹川の最上流部に生息する陸水生物とそれに関係する生態系の構成種への影響が懸念されることから、陸水生物についても典型性の視点から選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

(9) 景観

冬季は落葉により眺望点から事業区域を視認しやすくなることから、落葉期の調査を行うこと。

(10) 人と自然との触れ合いの活動の場

調査地域を事業区域及びその周辺約500mの範囲としているが、資材運搬車両及び廃棄物搬入車両の走行ルートを踏まえ、必要に応じて調査範囲を拡大すること。

(11) 廃棄物

供用時の浸出水処理施設の稼働に伴い発生する汚泥や廃活性炭等の廃棄物について予測項目に加えること。

3 その他

(1) 環境影響評価に関する図書をインターネットの利用その他の方法で公表する際には、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。

(2) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺自治体及び地域住民等からの懸念・要望に対し、積極的な情報提供及び丁寧な説明を行い、双方向のコミュニケーションを図ること。